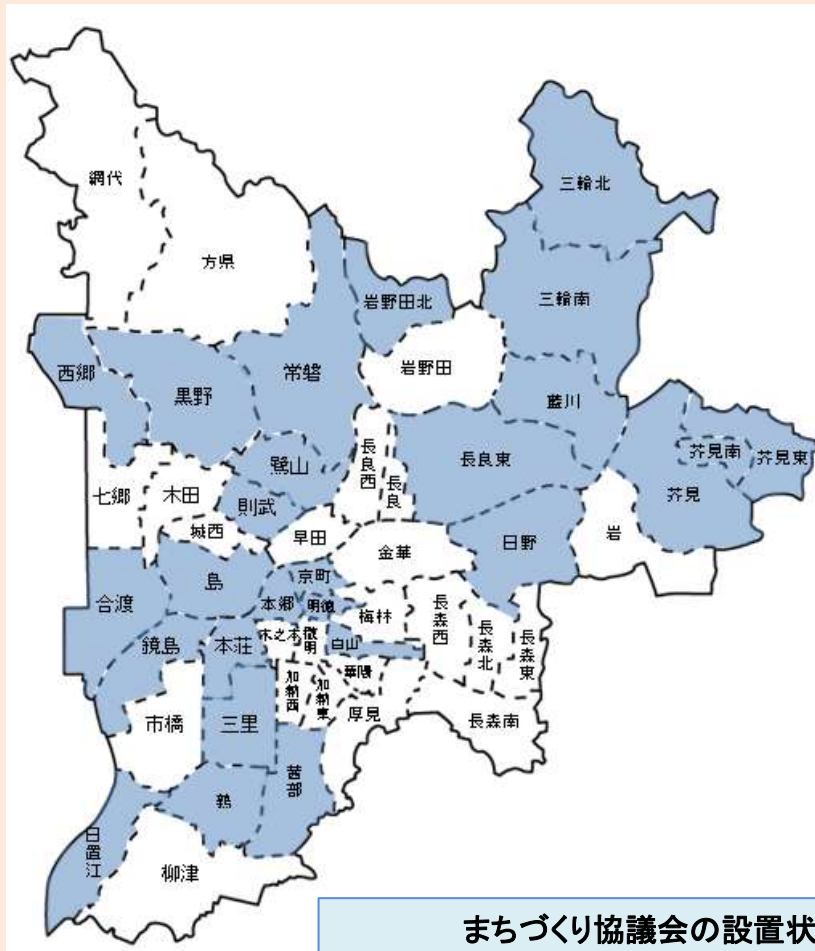


住民自治のイメージ

都市内分権とは ⇒

住民の自己決定、自己責任に基づき、行政と役割分担、協働しながら、住民主体のまちづくりを実現するための仕組み

都市内分権の基盤となるまちづくり協議会(根拠:住民自治基本条例)を設立



まちづくり協議会の設置状況
(H27.3現在:26地区【上記地図の青色の地区】)

50地区(自治会連合会単位)への設置へ

まちづくり協議会の設立促進と最終目標

Step1 まちづくり協議会の課題への対策 (平成27年度まで)

課題

- 住民代表組織のあり方
 - ・類似組織との差異
 - ・組織の役割
- 住民活動活性化
 - ・活動拠点、事務局機能
 - ・リーダー、人材育成
 - ・継続、活性化する財源

地域

- ・地域活動の実態調査
- ・自治会連絡協議会理事会の審議
- ・住民自治推進審議会の意見

課題解決へ協働

行政

- ・新設の市民活動交流センター(H27)による支援策(情報収集提供、人材育成、交流)
- ・地域力創生事業の再設計
- ・地域と行政の中間支援組織の検討・設立

持続性ある住民自治組織を可能に

目標 自立型のまちづくり協議会 50地区設立

まちづくり協議会

- ・予算・意見提案
(仮称)我がまちプラン書
- ・交付金、自主活用権
(仮称)我がまちプラン書実行
⇒地域の課題解決、活性化

行政

- ・まちづくり協議会自主財源予算化
(仮称)我がまち交付金
- ・地域活動支援
市民活動交流センター

我がまちプラン

交付金(財源)

中間支援組織

成熟した住民自治の確立

まちづくり協議会が50地区に設置された段階で、いくつかのまちづくり協議会が連携した、地域自治区等の制度導入を検討